

「生活援助算定」確認フローチャート

☆介護保険での訪問介護による生活援助を算定する場合は下記のチェック項目を満たしている必要があります。

- チェック項目(1) 総合事業対象者、要支援1~2又は要介護1~5の認定者であること
- チェック項目(2) 利用者本人に対してヘルパーによる生活援助が必要であること

■チェック項目(3) 同居家族等の有無の判断

同居家族等がない

■チェック項目(4) 同居家族等がある

同居家族等が、家事が困難かどうか

(4)-① 障がい・疾病等があり、家事が困難

同居家族等が家事困難ではない

同居家族等に障がい・疾病等なし

(4)-② 同様のやむを得ない事情があり、家事が困難な場合

同様のやむを得ない事情がない場合

■チェック項目(5) 老計第10号・老振第76号に照らしてサービス提供内容が介護保険給付サービスとして適切か

不適切

適切

適切

同居家族等がある場合
■チェック項目(6) 浦添市へ書類を提出

「生活援助相談について(回答)」を受け取る

- チェック項目(7) 事前にケアプランに位置づけられていること
- チェック項目(8) ケアプランが合意され明文化されていること
- チェック項目(9) 事前に訪問介護計画に位置づけられていること

YES

生活援助の算定ができる

NO

生活援助の算定できない

介護保険制度の訪問介護以外の方法での代替サービス・支援方法を再検討する